

Title	労働者の企業資本参加 (ゴダンより一九一七年の労働者参加株式会社まで)(労働者の企業参加思想に於ける理想と現実其一)
Sub Title	
Author	向井, 鹿松
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1925
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.19, No.12 (1925. 12) ,p.1711(1)- 1767(57)
JaLC DOI	10.14991/001.19251201-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19251201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法學研究

第四卷 第三號

君主神權説

板倉 卓造

政治的關心

佐原 六郎

ケルゼンの權力分立論

堀 眞 琴

我民法に於ける各種追認の差異(承前三)

相 原 文 雅

英法上の合有の觀念に付きて

本 莊 鐵 次 郎

定 價 金 壹 圓

慶應義塾内發行所

法 學 研 究 會

三田學會雜誌

第十九卷

第十二號

労働者の企業資本参加

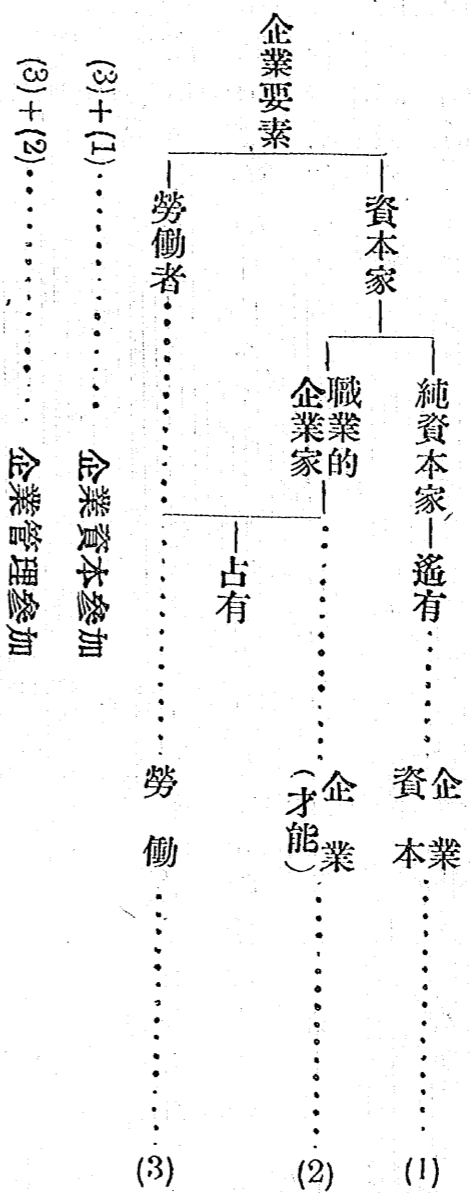
(ゴダンより一九一七年の労働者参加株式會社まで)

(労働者の企業参加思想に於ける理想と現實其二)

向 井 鹿 松

産業革命の結果として労働者と資本家との分離を生じ、茲に一つの企業の活動は其の經濟的地位を異にする換言すれば一つの地位より他の地位に移り得ざる二つの階級の協同に俟たなければならなくなつた。而して此の事は既に古く一般の認識する所であつた。然るに近時に於ける株式會社の發達は茲に一般産業の上に遙有制度(Industrial Absentism)の發達を助長し、從來の所謂資本家は純資本家と職業的企業家換言すれば企業所有と經營才能に分たれることは余の曩に叙

述した所であつた。(二) 此の發展は次の圖に示す如し。



則ち經濟社會の進歩は從來只一人又は其經濟的地位と職分に於て多く異なるなき少數の人々によつて動かされてゐた經營をして、今や全然其の地位及び經營職分を異にする三つの要素の協同を必要とするに至つたのである。而して所謂労働問題又は社會問題として社會に表はれて來た民衆運動は其の手段をこそ異にすれ其の終局に於ては之を經營經濟の立場より見れば、經濟社會發達の結果として分離した此等の三要素少なくも所有を除く二要素を再び同一主體に結合せ

んとする復古的運動に外ならないのである。換言すれば労働者自から經營資本を所有し、之を管理するか又は所有を社會又は國家に委して經營を自ら管理せんとするものである。少なくとも經營資本と經營才能が今日の狀態に於て獨立分離するを許さずとなすものである。

労働者が自から企業を所有し、若しくは自から之を管理せんとするか、急激なる労働運動の外に、現在に於ける私的資本管理及び労働の獨立分離状態を是認し、單に企業利潤を労働者に分配して現在の分配の不公平を矯正し、以て労働問題を解決せんとする者がある。所謂利潤分配制度是である。茲に所謂利潤分配制度と云ふのは労働者が労働契約に従ひ、企業利潤に對して前以て定められたる分配の割合を受くるのを云ふのである。(三) 此の意味に於ける利潤分配制度に對しては社會主義者は勿論、一般經營の立場より見てすら其の效果並びに實際的價値を疑ふもの極はめて多きにも拘はらず、(四) 他の方には歐洲大戰後の今日尙理論上よりして此の制度を推奨して措かざるものがないではない。例へば Heisserer 及び Gruner の如き之である。(五)(六) けれども利潤分配制度を信すること大なる

Gruener の如きも尙之を以て労働問題を直接解決し得可しとは信じないのである。英國に於ては利潤分配制度の意義は擴張せられて労働者が事業の所有に参加する場合をも併せ云ふのである。所謂 Co-partnership 之である。此の方法にては労働者に分配す可き利潤の一部又は全部を小株式の形式にて彼等に與へ、此の當然の権利に従つて彼等を株主總會に參與せしむることによつて労働者に一般株主と同等の権利を自動的に附與せんとするのである。此の種の運動が英國で盛んなとは、此のために早く Labour Co-partnership Association のあることによつて其一般を知ることが出来、又其の一勢力たることは其の會員の内に Earl Brassey, Viscount Bryce, Rt. Hon. Arthur C. Balfour M. P., Rt. Hon. Sir Henry Norman M. P., Sir D. J. Shackleton, Prof. S. O. Chapman M. P., Prof. A. Marshall 等の名の列せられ又列せられてゐたのを見て知られる。けれども此の協會が一九一七年 Reconstruction Committee の Memorandum を提出した時には只單純なる株式所有を以て満足してゐたのであるが、一九一九年の覺書には更に進んで經營内に Co-partnership Committee を作り以て企業の内部關係事項に就いては彼等に投票權を附與せんことを要求するに到つたのである。則ち從來此の Association は労働と資本の Co-partnership を定義して(一)労働者が其産業に於ける標準賃銀の外に尙其事業の最終利益又は生産上の節約より生ずる利益に對して分配に參與し、且つ(二)労働者が此の分配利益の全部又は一部を自ら雇傭關係に立つ企業の資本に投下、蓄積し、之によつて普通株主と同一の權利及責任を有するを云ふとしたるを、一九一九年には此の外に更に左の要件を附加した。則ち(三)労働者は(a)資本株を獲得し、而して之によつて株主としての普通の權利及び責任を得、(b)労働者の Co-partnership Committee を組織して内部管理 (Internal Management) に關し發言權を有すること、此の二つの方法によつて事業管理に對し或る參加權を獲得す可きことこれである。(七)蓋し之れ労働者が少數の株式を所有すればとて到底事業經營に勢力ある參加をなすこと能はず、自己の運命が依然として資本家の利害によつて左右せられるからである。換言すれば労働者が單純に株式を所有することは労働問題の解決に重大なる意義を有しない、更に進んで經營才能に参加するの必要を是認するに到つた證左である。

依是觀是單純なる利潤分配制度又單純なる株式參加 (Co-partnership) も共に之に

よつて労働問題が解決せられる傾向を認め得ないのである。よし一部分に之に成功してゐるものがあつても、それは更に上に進むべき初步に過ぎないものである。このことはかの Co-partnership Association が單純なる株式所有に満足せず、其管理に迄参加せんことを要求するに到つた事實が最も明かに證明してゐるのである。茲に於てか吾人は労働者の企業参加の問題に入つて來るのである。而して此の企業参加は吾人は前述の趣旨からして二つに分つこゝが出来(一)労働者の企業經營才能に於ける参加則ち前圖表(二頁)に於ける(3)(2)の合致(二)企業所有の参加則ち資本参加前表に於ける(3)(1)の合致の方法之である。

然らば此の際労働者の資本参加とは何を意味するか。其廣義に於ては前述の Co-partnership を意味することは勿論であるけれども茲に論せんとするのは、以上の如く労働者が少數の株式を所有して利潤の分配に與かるを以て満足せず、尙進んで資本と労働は凡ての事業に不可缺の二要素であつて當然對當の地位に立つものであるとの見地から當該企業の労働者が衆團意識を以て資本を所有し且つ此の所有の理由によつて事業上對當の地位に立たんとする場合を主として眼中

に置くものである。此意味に於てかの一九一九年の英國の Co-partnership Association の管理参加の要求は所有の基礎を以てなすに非ざるが故に資本参加と共に經營参加の形式を備へ従つて本論外に屬するものである。此點から吾人は資本参加の二つの場合を擧ぐることが出来る。則ち第一は舊株を消却して之れに代ふるに労働者所有の新株を以てする場合。此方法を繼續すれば結局凡ての株は理論上労働者に歸屬し、茲に労働者の資本参加は已みて、生産者組合となるものである。

(八)第二は資本株 (Actions-Capital) の外に労働株 (Actions-travail) を設ける方法である。(九)之れ則ち吾人が資本参加の例として佛國に於ける Godin と一九一七年の法律を撰ぶ所以である。而して此等の労働者の所有参加は、企業参加の第二の形式たる純然たる管理参加に比し所有權を基礎とする爲めに現在社會に於ける其地位は遙かに強固なるやの觀がある。蓋し單純なる労働者の管理参加に於ては産業上の遙有制度は依然として存在し、利潤分配關係に於ても不平等の生ずるを免がれないからである。茲に於てか企業参加の形式として資本参加は經營参加よりも一層徹底的のものと言はなければならぬのである。只問題は徹底的なる

もの果して實際的なりや否やと云ふ點にある。物に順序あり、社會經濟の進化亦順序階段のあるものである。而して一つの階段より他の階段に移らんとするには後者に必要なる凡ての條件が之に適應するやう成熟して後でなければならぬ。之を俟たずして急進する處に社會及び經營改良のユトビヤはあり、物の順序に従ひ徐ろに目的に達せんとする所に政策の現實味がある。則ち本論は労働者の企業参加思想に於ける現實と理想の前半をなすものである。

(一) 遙有なる語は瀧本誠一博士の譯語による。

(二) 本誌第十九卷第三號參照。

(三) 一八八九年巴里に於ける利潤分配制度國際會議に於ける定義。

(四) Adams and Sumner, Labor Problems, pp. 234-378.

(五) J. Denouet de Montgoum, De la participation des ouvriers a la gestion des entreprises, p. 7-8

(六) Heissner, Die Gewinnbeteiligung der Arbeiter in Deutschland S. 205. Grunner は曰く利潤分配制度の至福なる經濟的意義は之が社會的公正に資し之によつて社會的平和を促進する賃金調節策たる點に存すと又曰く此の制度を以て直接労働問題を解決し得ずとも、尙社會的平和を促進する一手段、勞資の間に協調を醸成助長し、勞働力を出來得る限り強く其發展を刺戟し、且つ之によつて労働者階級の内に潜在する肉體的精神

的力を發展せしめ監視の勞費の節約を可能ならしむる手段なりと云つてゐる。A. betiergewinn- beteiligung, 1919, S. 85 u. 98.

(七) Report on Profit-sharing and Labour Co-partnership in the United Kingdom, p. 7

(八) Gide, L'Actionariat ouvrier, article dans la Revue D'Economie Politique du 1er Janvier 1910, p. 5.

(九) Gide, op. cit., p. 7.

二

最近に於ける經濟社會の發達は資本と労働と才能の三者の分離獨立を發生せしめたこと前述せし所の如し。Fourier が約百年の昔既に此の事實を明かにしてゐるのは彼が其の Phalanstère の制度を一種の株式會社の組織を以てしたると共に彼の鋭才と想像力の大を語るものである。而して吾人が茲に説かんとする Godin は Fourier を最も崇拜したる一人であつて、又徹底的に彼の制度を實行せんとした一人である。彼れ Godin の事業は Fourier 派の名聲を高めた唯一の實驗であるからして(一) 余は本論の關する版圍内に於て Fourier に就いて一言したい。

(一) Fourier が社會進化に就いて懐いた當時の空想中には今日に於て其實現を見たるもの少なしとしない。(二) 而も猶彼は海水を變じて甘露の味となすを信ず

る社會妄想家である。けれども彼は私有財産制度(株式の形式に於て)の廢止も主張しなれば、又資本主義をも攻撃したことはないのである。(三) 否彼は所有慾を以て人を奮勵せしむる最強力の動因であるとを認めてゐるのである。則ち曰く、*L'esprit de propriété est le plus fort levier qu'on connaisse pour électriser les civilisés; on peut, sans exagération, estimer au double produit le travail du propriétaire, comparé au travail servile ou salarié.* (Op. cit., page. 200)

私有財産制度を認め、利己心を生産力の要因と認むる時は茲に各人の間に利害の衝突を生じ、彼の理想とする社會の協和 (Harmonie) と矛盾する結果を生ずるやうに思はれる。けれども彼の考によれば此の矛盾は生産物を生産要素たる資本、労働及び才能の三に分配各分配率を異にす則ち資本は十二分の四、労働は十二分の五、才能は十二分の三とし、而して何人とも雖も凡て皆勞力と資本に参加し、而して才能に参加する希望を有せざるものなき組合組織を作ることによつて除き得ると考へたのである。此の故に彼の考によれば經濟學に於て研究す可き第一の問題は如何にして凡ての労働者を共同利害ある又は共同組合に基く所有者たらしむるや

にあると。(transformer tous les salariés en propriétaires co-intéressés ou associés) かかる協和の社會に於ては一株の一部又は只二十分の一しか有しない貧民と雖も猶全地方の共同所有者たる地位に立つものである。則ち彼は、*Nos terres, notre palais, nos châteaux, nos forêts, nos fabriques, nos usines,* と云ひ得るのである。凡てのものは彼の財産である。(四) 茲に吾人は労働者の資本所有を見るのである。

(二) Fourier の學說の中心をなし又最も興味あるものは *Le travail attrayant* の説である。彼は産業社會を全然 *l'attraction* の基礎に於て組織せんとした。然るに文明社會に於ける人々は労働を嫌忌するの常である。Fourier の考によればこれは労働の組織が間違つてゐるからである。換言すれば人の本能を無視してゐるからである。若しかかる理想的組織が出来たならば人は労働を忌嫌せず、寧ろ自ら進んで (*Con amore*) 之をなすであらうと。而して彼は労働を愉快たらしむる七つの條件を掲げてゐるが、此の中で余は只労働者をして組合員たらしめ、以て賃銀に代ふるに配當を以てすること、分業を行ひ、各其才能に應じて任に當るのみならず、何人と雖も其の誠實と才能を證明する限り、此の任に當るの權利を有すること、並

びに分業を極度に行ふも、一つの仕事に長時間従事せず、屢々一仕事より他の仕事に轉移する必要とすることを掲ぐるに止める。(五)

(三) 最後に Fourier の説に一言しなければならぬのは Phalanstère に關するものである。これは彼の説の具體化せられた理想社會の描寫である。Phalanstère は株式會社の形式を採る消費共同組合兼生産共同組合である。消費組合としての Phalanstère は千五六百人を容るる米國式一大ホテルと見れば大差ない。レントを異にする大小の室あると共に食堂、サロン、讀書室、談話室、音樂室、遊戯場凡ての共同娛樂設備が出来てゐる。而も貧富共にそれぞれその其富に應じてアパートメントを借り、他の家族と離れて個別的な生活が出来るやうになつてゐる。此の外に農工業の生産事業が株式制度の下に共同に經營せられるものである。(六)

Fourier の死後彼の思想に従つて此の理想社會を建設せんとするもの續出した。けれども其中十二ヶ年繼續した北米に於ける Phalanx を除いては何れの村も五年以上は繼續しなかつた。獨り Fourier を崇拜すること大なりし Godin の試みは尙今日に及んで彼等の思想と事業の大を語つてゐるのである。只此あるが爲めに、其他の多くの失敗にも拘はらず Fourier 黨は其の餘脈と希望を繼いでゐるのである。

Fourier の思想は Godin に於て最も熱心なる(特に重要な)最も財力ある支持者を發見したのである。彼が Fourier の思想を實現せんが爲めに米國に移住する Constant の爲めに彼の資産の三分の一(約九萬法)を消費した一事に見るも彼の熱心の一斑は窺はれるのである。けれども Godin がかかる富を得、又彼の事業が今日迄存続する爲めに彼は果して忠實に Fourier の思想を實行し得たであらうか。若し彼が之を實行し能はなかつたとすれば此の點に於て Fourier 及び彼の思想は依然として Utopie たらざるを得ないのである。此點を検することは則ち本論の趣旨に外ならないのである。

(一) Oeuvre Choisis de Fourier (Gullannin) Introduction, p. LIII.

(二) Op. cit., p. xii-xiii.

(三) Guide u. Rist, Geschichte der volkswirtschaftlichen Lehrmeinungen. (Deutsche Ubert.) S. 267-272.

(四) Oeuvres choisies, page. 201.

(五) Op. cit., p. xvi-xvii et. 164-167. 此等の點に於いては小泉教授著社會問題研究に於け

る労働の苦痛なる詳細なる論文あり、参照せらる可し。又 Fourier の此の説と科學的經營法に於ける説との比較研究は他日に譲る。

(六) Oeuvres Choises, pages 128 et suiv.; Gide u. Rist, a. a. O., S. 266-271.

三

Jean Baptiste André Godin は一村落の鍛冶屋の子として一八一七年一月二十六日 Aisne の Esqueheries に生れ、一八八八年一月十五日死亡した。若し余にして他日一度び労働者の地位より立身せんか余は労働者の生活を幸福にし、労働の地位を高めるの手段を求む可し」とは朝五時より夕八時迄働く此の若い職人の深く誓つた所であつた。洵に „Vivre pour autrui, c'est la vertu de l'être s'élevant à l'amour de la vie universelle; c'est l'esprit dégagant des imperfections de la matière pour s'identifier aux vertus des régions supérieures de l'existence” かかる高遠の理想のために彼は其全生涯を、而も堅忍不拔の精神を以て捧げたのである。(一)年二十三(一八四〇)にして彼は獨立して鑛鑪の事業を始めた。次いで一八四六年彼は工場を Guise (Département aisne) に移し、茲に Fourier の著作によつて動かされた社會事業を始めて起したのである。彼は

一個の Selfmademan であるが、讀書子であり、又著作もあつた。尙且つ自から其の製造技術に關して多くの改良發明をなした。かかる努力と才能によつて彼の事業は大に發展した。則ち彼が其社會事業の爲めに多大の費用を費やしたにも拘はらず、Guise に於ける其工場は彼の死したる時には尙千五百人の労働者を使役し、設備の完備せる一大工場となつてゐた。現在の工場の組織は一八八〇年の創立定款によるものであつて、其の正式の名稱は之を “Société du Familistère de Guise: Association Co-opérative du Capital et du Travail (Godin et Cie)” と云ひ、Société en simple Commandite (合資會社)である。此の工場は大戦に際し獨逸軍の爲めに占領せられ建物、設備は破壊せられ、器械其他は破壊又は獨逸に持ち去られた。然るに休戦以來其復興は急激に行はれ、一九一九年には既に一部の事業を開始し、組合精神の爲に大に氣を吐いてゐる。(二)

(一) Godin, Mutualité Sociale, p. 19.

(二) Walls, Progressive Co-partnership, pp. 132-134.

四

Godin が一八四六年其工場を Guise に移すや、彼は先づ Fourier の Phalanstère に倣ふて Familistère に建設を看取した。此の Familistère は其建物内に千八百人の人を收容し得る室を有し各労働者及び其家族に貸與せられる。之れには住居室の外尙沿場學校、劇場、讀書室等が附屬せられてゐる。此の設備は一八八〇年に完成し、則ち此年を以て現在の會社は正式に創立せられたものである。

彼は Fourier と同じく資本の私有を主張した。同時に彼は亦資本の生産力を大ならしめんが爲めに資本を他に逸出せしめないことに努めた。彼の考によれば資本を一つの事業に確保し、之を分散しないことは全體の利益と考へたのである。而も彼は労働者の地位を向上せしめ、此ために彼等亦資本を必要とするからして茲に資本の確保と平準化とは相容れない要求たるの觀を呈するのである。Godin は此の問題は労働と資本の合致によつて解決せられ、之によつて兩者の利害は一致するものと信じたのである。則ち労働者を企業家と同一の地位に置くことである。換言すれば凡ての労働者は資本家とならなければならないのである。此の目的を達する爲めに労働者をして企業利潤の分配に參與せしめなければならぬと考へた。茲に於てか彼は既に早く一八七七年利潤分配制度を採用し、労働者に大なる分配を與へた。而して労働者が之れによつて漸次持分を取得するに到らば彼等は更に其の持分により、恐らく又其才能により益々企業利潤に對して大なる配當を受くるに至る可きものと考へた。

會社の最初の資本四百六十萬法は全部 Godin の所有で其總利潤は次の如く分配せられる。(a)減價償却建設物五%、(b)器械器具十%、見本品一五%、(c)相互保險積立、貸銀の三%、(d)疾病事故基金、貸銀の一五%、(e)資本は全部借用したるものとして五%の利子を支拂ふものである。(f)而して其殘額は次の如く分配する。積立金二五%才能二五%資本及び労働五〇%

けれども凡ての労働者は平等の割合に於て利潤の分配に與かるものではない。茲に於てか労働者は五つの重大なる階級に分たれる。

(1) Associés: 二十五才以上の労働者にして少なくとも五年以上 Familistère に居住し、且つ五年以上此の會社に雇はれてゐたこと。尙讀書を良くし、少なくとも五百法の資本持分を所有すること。此階級は最も重大なる地位に立つもので會社の

總會に出席し得る唯一の階級で、又利潤分配上二つの持分割合を有す。

(二) Sociétaires. 二十一才以上にして、少なくとも三年以上會社に雇はれ、又 Familistère に居住するを要する。Conseil de Gérance (重役會議)及び Administrateur-Gérant (社長)によつて其の資格を附與せられ、利潤分配上の持分一、五である。

(三) Participants 就業年數一ケ年以上の者であつて Familistère に居住するを要しない。此の資格を受る方法は前者と同じ、利潤分配持分一である。

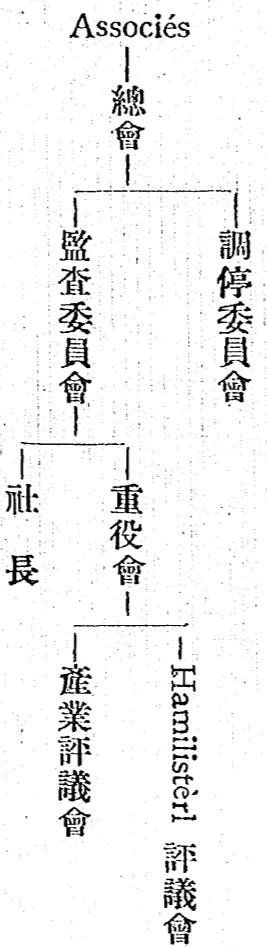
以上三者は凡て Institutions de prévoyance (救済施設)による利益を受くるの権利あるもので、又 Familistère に居住する権利を放棄したものは Participants となるものである。

(四) Intéressés. 純資本家である。則ち何等かの理由で會社資本の一部を所有するに過ぎないものである。

(五) Auxiliaires. 日雇労働者で、救済基金の利益を受くるも、利潤分配に與からず。其の利潤分配として受く可き部分は凡て年金及び保險基金に編入せられる。

Conseil が従業員の名稱及其資格を斯の如く區別したる理由は極めて興味あるものである。則ち曰く、Les titres et qualités... représentent la différence des mérites et des services rendues dans l'Association. Ils donnent des droits différens dans la Société et dans le partage des bénéfices.

此の會社の内部組織は左の一表が最も之を明かにする。(三)



右の表に於て Administrateur Gérant (社長)は全計畫の最高の地位にあり、第三者に對して全體を代表し、總會によつて終身の任期を以て選ばれたる一種の殆んど專制君主である。凡ての事業は一に彼の裁斷によるものである。Conseil de Gérance (重役會)は五名の専門家重役、三名の Associés Familistère の理事長並に社長の指名する數名の代議員よりなる。Sociétaires, Participants の資格を附與するの外の彼等各員は會社事業の凡ての方面を何時と雖も監査し得るのであつて、而して此の中に

三名の労働者代表者 (Associés) あるを以て一種の工場評議會の職分をも行ふことは注意を要する所である。則ち定款百〇五條は曰く、*Tout membre du conseil de Gérance peut demander renseignements, soit dans les bureaux, les ateliers, les magasins de l'industrie et les services du Familistère, les Comptes de fabrication et de vente, les caisses, les portefeuilles et toutes les écritures se rapportant à l'administration, à la direction ou à l'économat.* (註)

總會は Associés より Administrateur Gérant を選舉し、又所定の重大なる過失ある時は其の職を免することが出来る。定款の變更、會社の解散は其の権限内にある。建設物の新築改良を議し、又毎營業期の終りには社長及監査會の報告及び貸借對照表を検する。

此の外産業部には産業評議會 (Conceil de l'industrie,) Familistère に Conceil de Familistère がある。けれども其會員は重役會と同じ人々で、只後者は重役會の Associés のみよりなる。共に Administrateur が其の會長となる。此の共に尙 Conceil de surveillance (監査會)なるものがあつて、一般監査事務を行ふ。

Familistère の内部組織の説明は本論に特別の關係がないから之を省略する。

(1) Godin, Mutualité Sociale p. 19. (Zitiert aus: Aukhausen, Utopie u. Realismus)

(11) Walls, Progressive Copartnership, pp. 132-134.

(11) Walls, ibid., p. 117.

(四) Mut. Soc. Art. 105

五

Godin の事業の由來と此が大戦前に於ける組織の大要を示した吾人は茲に始めて彼の計畫が彼の理想、則ち又其師 Fourier の思想の實現であるや否やを検するの順序となつた。換言すれば Godin は彼の事業に従事する労働者をして、彼等が労働に赴くこと、猶祭禮に行くが如くせしめ得たか、少なくとも、かかる條件を造り得たかと云ふことである。彼は Familistère を完成し、茲に富者に非ざれば享樂することの出来ないやうな設備や、又種々救済基金を置きて、労働者に生活の保障を與へた。彼は又其生存中は時間賃銀制度を採用し、又労働の社會的及生産的効果を賃銀の上に考慮した。然かも此等の試みは多く失敗に終つた。而して彼の得たものは、當時社會改良の實驗を企てて失敗した多く人々のやうに、社會を幸福と公正の高遠の理想に導くには先づ人を教養 (Préparer les hommes) しなければなら

ないこと云ふことであつた。而して此の目的を達する爲めに彼は明かに次の三綱を擧げてゐる。(一)

一、賃銀の増加、二、労働時間の短縮、三、工場を管理を *democratiser* することである。

けれども Godin の事業が果して Fourier の思想を實現し得たかを檢する爲めに吾人は其内最も重大なる二つの點を擧げて之を檢して見たい。則ち第一 Godin は Fourier と同じく資本と労働が同一人の手に合體することによつて Harmonie の社會が到達するものと信じたことである。第二は之によつて労働者が自から其才能に従つて之を管理することである。則ち Fourier によれば各人其才智能力に従つて好む所の仕事に従事することである。此の事は則ち企業の管理も亦労働者自から之を行ふ権利あることを示すものである。而して又實際 Godin は此の考を實現せんを努めたのである。故に吾人は便宜の爲め先づ労働者の産業管理の點より論じて行く。

Godin は労働者をして自から其事業管理に當らしめる爲めに、最初前述の組織

とは異なる計畫を有してゐた。則ち之によれば各職に應じて工場に一一六の團體 *Familistère* に四六總計一六二の團體を作り、此等の團體が委員を出して、之が三十九の團體を作る。之から工場と *Familistère* に各委員を送つて理事會を作り、此の兩理事會が更に一つの最高機關に統せられる可きものであつた。此の計畫は全然労働者の代表者をして經營に當らしめんとしたもので、彼は最初三ヶ年間此の爲めに大に努力したが、結局二つの理由から之を行ふことが出来なかつた。一つは労働者自から之を欲しなかつたことである。彼等は其の餘暇をかかると共同事業に費やす意慾を有しなかつた。寧ろ指揮管理の名譽は之を他人に譲り、自からは勞せずして利潤分配に與からんことを欲したのである。(二)

第二の理由は彼が Fourier と共に才能を著るしく重く見たことである。則ち彼曰く、

„C'est alors que la part due à l'intelligence directrice et administrative peut être utilement prélevée.

Car l'initiative et la prévoyance intelligente sont les causes principales de la bonne direction des affaires ; ce sont elles, qui, par de sages mesures et d'utiles découvertes augmentent chaque jour les

éléments de progrès et de prospérité; c'est à elle surtout que doit être attribué le bénéfice ou la perte et par ce motif, c'est dans le résultat final des opérations, que la part due à l'intelligence peut être équitablement établie: ses droits n'existant que lorsque des bénéfices prouvent la valeur de son action.

此等の言葉の中には明かに Godin が個人的人格的の獨創力及び指導的人物に對する深き認識と尊敬を有してゐたもので、彼は之によつて労働者階級の社會的地位の向上も初めて可能であると信じてゐたのである。是れ則ち彼が此種の才能に對して特別な報酬を與ふるの必要を感じた所以である。彼が如何に人を教育し指導的人物を作るに苦心したか云ふことは一八八九年 Gise で八百人の兒童に對して一萬三千五百法の教育費を支出したに對し Godin の Association の教育費は四百人に對して三萬三千法を計上したことが雄辯に之を物語つてゐるのである。企業の指揮管理の才能に對して彼が技術的發明の才能 (Le talent d'invention) を對立せしめ、此に對して又特別な報酬を與へたのは "Association entre travail, Capital, et Talent" の言の中に當然含まれてゐることではなければならぬ。彼

が發明を甚だしく尊重したのは Fourier の思想の影響よりも、其の自からの經驗からして、發明の才が彼、其事業及び労働者に對し如何に重大なる意義を有するかを知つたものであらう。一八四〇—一八五二年に到る迄に彼の得たる Patente の數は十四を算したのであつて、彼が労働者の爲めに大なる社會的事業をなし得たのはかかる精神的産物の結果に外ならなかつたのである。

産業をして労働者の自治團體たらしめんとする高遠の理想の實現に彼が盡くした三ヶ年の苦心と努力も、現實の盤石の前には如何ともすることが出来なかつたのである。Godin は Fourier を通じて、未來の樂園を夢むる空想家であつたけれども、更に又一方には子供の時から現實の中に鍛ひ上げられた Selmademan であつた。恐らく其三ヶ年間理想と現實は彼の頭の中に烈しき争を續けたものであらう。けれども經營の指揮労働者の指導、發明の才能の價値を認識すること大なる彼が此の企業を群衆労働者の自治團體に委任することが出来なかつたのは當然と云はなければならぬ。茲に於てか彼は企業の指揮者は其經驗ある者が長く之に止まり且つ企業指揮と指揮者は人格的に結合せしむるの必要を説き、従つて

又之を不安定なる民衆の一般投票に委するの危険を力説したのである。蓋し不適任なる指揮の下にある企業は他の企業との競争上必ず破綻を生ずるからである。彼が其の死に至る迄其の企業の獨裁者として職に止まつてゐたのはかかる信念に基くものに外ならない。彼の死後に於ても、社長は總會によつて選任せられるけれども、尙終身職たることは前述の通りである。而して其權力たるや絶大一つて、凡ての業務は凡て社長一個の獨裁によつて決せられ、重役會の如きは殆んどであつたの諮問機關に墮ちてゐるのである。斯の如くして Godin が最初労働者團體の自治に委せんとした其事業は全然一つの專制的獨裁組織と化してしまつたのである。天下廣しと雖も社會にかかる終身的絶對權力を與ふる事業は其類例を見ないであらう。然かり事實諮問機關と雖も名義上の管理機關たる重役會議は尙存在するのである。けれども更に吾人は此の重役會の會員は十三名に限せられてゐて、其中 Associates より選出せられるものは三名に過ぎない事實に注意しなければならぬ。而して社長を入れて四名である。然るに Godin は事實關係者を五つに分つたこと前述の通りである。然るに一九〇五—六年に於ける利潤

分配に参加し得る者 (Associés, Sociétaires, Participants) の數は一〇五五人で此の外に六五〇人の Intressés と七〇〇の Participant があつた。此の中で假令名義上でも意思決定、管理、事務執行に参加する權を有するものは只三五五名に過ぎないのであつて、則ち此の階級から總會、三名の重役及び社長は選出せられるのである。而して全従業員五分の三を占むる他のものは全然何等の權限を有しないものである。茲に於てか此の特權階級を代表する社長、總會及重役は新たに Associates の資格を附與の可否、又は利潤分配を定むる上に於て、其自己の有する權限を自己の階級の利益の爲めに利用することは蓋し免かれないのである。茲に於てか現代の株式會社に見る少數專制又資本主義的企業に於けると類似の労働關係は尙高遠の理想の下に生れた Godin の事業にも發生せざるを得なかつたのである。

斯の如くして労働資本才能の協和を理想とし、労働者自治の産業を目的として Godin の事業は絶對君主の專制と、一部少數者の多數労働者壓制を可能ならしむる現狀に終つたのである。今や彼の事業は經營及び技術上の指揮に於ては純乎たる私企業の一變態に過ぎないのである。則ち生得君主に代はるに終身職の選

舉君主が代つたのである。經營及技術専門重役財政事務管理者は一に彼の任免する所で總會は只之に決定的承認を與ふるに過ぎないのである。

茲に於てか吾人は Lenin の事業を思ひ起さざるを得ない。彼も亦 Godin と同じく「…各方面の智識技術及び經驗する専門の士を誘致するとなくして社會主義への移行は不可能である。蓋し社會主義は資本主義によつて達せられたる事物を基礎として、一般民衆が意識的に、資本主義よりも大なる労働の生産力に到達するを必要とするからである」(三)と云ふ意見に到達したのである。此點こそは則ち Godin 及び Lenin が其理想を追ふて現實に捕へられたる自認でなければならぬ。換言すれば彼等が若し現在の資本主義の生産力を維持せんとするならば、彼等は指揮的才能ある士を選ばなければならぬ。然るにかかる才能あるものは民衆中の一部に過ぎないことは經驗の示す所である。而して群衆の中より選出、又は自然に頭角を現はしたものは、茲に自から上級階級を作りて平等化の期待を裏切るに到るものである。而して此の下級より出でて支配階級に到りたるものに對して更に又再び水準化闘争が激發せられるに到るものである。茲に Lenin, Godin 等の

の思索過程の *Circulus vitiosus* への *Utopie* は存在するのである。

(1) Axhander, a. a. O., S. 60.

(11) Derselbe, a. a. O., S. 58.

(11) Lenin, Die nächsten Aufgaben der Sowjetmacht, S. 15.

六

Fourier は事業に労働、資本及び才能の三者の必要を説き、其利益を分配する方法として労働十二分の五、資本十二分の四、才能十二分の三を以てし、而して、經濟學の第一の問題は賃銀労働者をして財産の共有者たらしむるにありとしたり。而して此の「労働と資本の結合は則ち Godin が其の全生涯を捧げた事業であつて、此の實現の爲めに彼はあらゆる困難を排して努力した」とは彼が一八八七年七月三十日の遺言書に明記する所であると云ふ。利潤分配は則ち彼が此の目的の爲めに採用した方法である。故に彼にとつて其事業の利潤分配制度は單に労働者に企業利潤の一部を與へて其の賃銀を補充するの目的でなくして、之によつて出來得可くんば労働者をして悉く、労働資本家たらしめ、而して其事業を凡ての労働者の

共同所有物とせんとするにあつた。然らば果して彼は其目的を達し得たりや否や、之れ吾人が第二に檢せんとする問題である。

減價償却、救済教育資金其他一切の費用並びに資本に對して年五分の利子を支拂ひたる純益を才能二五、積立二五、資本及労働五〇の割に分配すること前述した所である。尤も此内積立金は資本の一割に達すれば止めるものであるから以後は資本と労働の受く可き割合は七五となる。而して此の五〇又は七五を労働者に分配することは彼等をして事業の共有者、否寧ろ事業を終局に於て労働者の共有物とするのが目的であつたからして此のために彼は二つの方法を用ひた。

第一、彼が此の五〇を労働と資本に分割するに際し、數學的基礎として労働の受くる賃銀及び俸給の總計に對して資本利子(五分)の高を以てしたからして茲に資本と労働の間に分配上非常の差が生ずるのである。況んや此の賃銀及び俸給には前に述べたる各階級の人々の受くる利潤分配參與率(Associés 1/2 Sociétaire 1/5 Participants 1/4 Auxiliaires 1/但しこは救済基金に編入せらるる)が乘せられた數であるに於てや。今假りに一九〇九—一〇年度の純益の七割五分則ち労働及資本に配當

せられる高五三一、一五八法の分配を見るに労働の受取る高は五〇〇、四五三法であるに對して資本は僅かに三〇、七〇五法則ち労働は資本の約十七倍弱を得てゐるのである。(1)

Godin が斯の如く資本を輕視したに對しては二の理由がある。一は賃銀と利子は労働と資本の生産物に對する効果を計算し得る數學的基礎と考へたこと、今一つ特に重要なのは労働者は結局共有によつて資本家となるのであるから、彼が資本家として餘計を要求しないことは則ち労働者としてそれ丈餘計を受くるものであるから、兩者の利害は反對するものでない云ふのである。(2)

Godin が労働に斯の如く大なる利潤参加を許したのは労働と資本の合致にある。換言すれば其事業に従業するものに其資本を所有せしめんとするにあるからして、かかる配當せられたる利益は之を労働者に現金を以て拂ひ渡さず株(titres d'épargne)を以て支給せんとしたのである。けれども此の株を與へることは新たに資本を増加するものでない。此際にはそれ丈最初に於ける唯一の所有者たる Godin の株を現金で償却するのである。此の故に其終局に於ては Godin は其の

株を額面で賣却したことになるのである。従つて此の方法を以て、而もかかる労働偏重の利潤分配をなす時は此の事業は急速に労働者の所有に歸す可きものであつた。宜なるかな、Godin の發起資本四百六十萬法は僅々十五年以内に全部償還せられ、一八九四年彼の事業は全然使用人の所有に歸してしまつたのである。蓋し驚く可き成功と云はなければならぬのである。

第二、Godin が利潤分配制度の目的は事業資本を労働する者の所有に歸せんとするにある。此の故に與へられたる株は事實上此の事業に従事する労働者の所有に止まらなければならぬ。蓋し之によつて始めて労働と資本と一致と云ふ理想が達せられるからである。此の爲めに Godin は種々の考慮と手段を盡くしたのである。則ち第一の方法は労働の所有する株は重役會が特別に許可するに非ざれば之を會社と關係なき第三者に譲り渡すを禁じたことである。假令許可を得て譲り渡されたとしても、其の株の所有は一時的のもので、第二に説明する如く株の買戻に際し、現在の使用人の株よりも先に買戻されるものである。第二の方法は資本が全部使用人の手に歸した後も尙此の利潤分配の方法を續けたことである。

ある。則ち組合員の配當は尙之を貯蓄株として拂ひ込まれるもので、而して、其の現金を以て最古の株より期日の順を追ふて償却するものである。Godin が此の方法を採用したのは一に事業の資本を現在其業に従事し居る現業員の手に歸し、永久に資本と労働の一致を期待した所以に外ならないのである。(三) 此の點に於て Goldschmidt 氏の批難は當らなう(四) Godin 自ら曰く 'Le remboursement des parts ou titres d'apports se fait afin d'assurer la transmission successive du fonds social aux mains des co-opérateurs, et de perpétuer les forces de l'oeuvre commune au service de ceux qui la soutiennent et la font vivre.

茲に於て始めて吾人は此の Fourier 及び Godin の資本と労働の一致と調和は Godin の事業に於て成功し得たか否かを檢する順序となつた。Godin の事業は前述の如く一八九四年正しく Godin の手を離れて従事員の手となつたので、此の成功は殆んど他に類例を見ない美事なる成績と云ふことが出来るであらう。然らば此によつて果して資本と労働は一致したか。假りに今一九〇〇年に於ける同會社の従事員を見よ。其事業關係者の種類と數は左の如き有様を示すではないか。Associés. 約三〇〇名 Intéressés 約二五〇 Sociétaires et Participants 約六〇〇名 Auxiliaires

約四〇〇名則ち知る、此の會社を所有するものは事實に於て従業員千七百名中六百五十名の *Associés* の *Intéressés* ではないか。而して會社の實權を有し、利潤分配率の最大割合二を持つは實に三百名の *Associés* で六百名の *Auxiliaires* に到つては直接には何等配當に與からないのである。茲に於てか Godin の事業は少數專制の貴族政治となつたのである。則ち Duval 曰く、*Le groupe supérieur des associés constitue une aristocratie, une caste, qui se recrute elle-même, caste, qui n'est pas fermée sans doute et dans la quelle tous peuvent espérer entrer ! Mais en fait une minorité seule y parvient.*

斯の如くして Godin の計畫は、一方には熱心勤勉によつて擡頭した新資本主義と、他方にはプロレタリアを生じたのである。而して其間に尙中産階級をも生じたのである。勿論 *Associés* の地位は從來の資本家と異なり、其勤勉努力、社會的性能の結果であるけれども、而も尙彼等に比し比較的才能と資本なき *Sociétaires* 以下特に *Auxiliaires* が、彼等に對抗して嘗ては生得貴族、今日にては貨幣貴族に對し挑む闘争と同じき闘争を試むることを防ぎ得るものではないのである。茲に於てか Godin が Fourier に倣ひ労働者を資本所有者となすによつて社會的調和を得ん

した試みは、Godin が各従業員の仕事に對する *mérites et services* に従つて其の地位と利益を區別するの必要に迫られた現實の爲めに蹉躓したのである。

純資本家を企業外に馳逐せんとした彼の努力と前述の政策も亦結局失敗に終つたのである。則ち所謂 *Intéressés* の増加は甚だ急速であつて、一八八六一一九〇六年の間に其數は一五三名から約五百五十名に上り、人をして彼等の勢力がよく會社をして株式の譲り渡を承認せしめ得るを信せしむるに到つたのである。何故に資本の逸出が斯の如く増大せしや、其判斷を下すは容易でないけれども、一つは労働者の異動、病氣、死亡、遺贈貯蓄心の缺乏等の個人的理由があり、又他方には一個人の資本の増加が漸次に其の活動力を煽り、之を自由に處分するに至つた經濟上の理由も手傳つたものであらう。又經驗上此種の計畫に於て労働者の株が他人の手に移り、茲に再び財産遙有制度を惹起するは普通一般の事實とせられ、現に J. C. Van Marken は八ヶ年間に彼の會社に發行せられたる株の二割三分は、外部の人の手に歸したと云つてゐる。(五) 蓋しこれ現在の社會に人を一つの事業に拘束し、又は資本を一つの事業に拘束することの不可能を示すものであらう。

斯の如くして、労働者をして資本家たらしめて、勞資の調和を計り、彼等の自治の産業を建設せんとした、Godinの理想は、勞資の合致に於て、又労働者の自治に於て、兩者共に失敗に終つたのである。而も此の失敗は、則ち彼の事業の企業としての成功の原因であつたのである。換言すれば、彼が現實に反抗せずと妥協したからである。彼の事實が一八九四年全部従業員の所有となつたにも拘はらず、かの生産者組合の失敗の徹を踏まなかつたのは、絶対権ある選舉君主的社長を置いた結果たるが如き、以て其の一例とするに足るのである。此の點に於て、露國が近時資本主義に復歸しつつあることは興味ある事實と云はなければならぬ。フリエ、ゴマン、レンンの間に共に一道の相通するものがなければならぬ。而して誰か知らん、露國の資本主義への妥協はやがて又理想に向はんとする階段たるを。此の點に於ける Wallys が Godin に就いて叙したる左の一説は、Godin の理想と其の事業現狀との關係を最もよく示すものである。

Amongst the financial supporters of the Texas Phalanx, we find Godin, who risked 100,000 francs, the main part of his fortune, in the enterprise. Its complete failure and the loss of his subscription

did not shake his faith in the principles of Fourier; but he learned the lesson that reforms, to be successful, must be practical and founded on the basis of "things as they are."

- (一) Wallys, *ibid.*, pp. 118-119.
- (二) Axhausen, a. a. O., S. 88.
- (三) Derselbe, a. a. O., S. 65; Report on Profitsharing and Labour Copartnership in the United Kingdom. p. 21.
- (四) Goldschmidt, *Gewinnbeteiligung der Arbeitnehmer*, S. 46f.
- (五) Axhausen, a. a. O., S. 92.
- (六) Wallys, *ibid.*, pp. 161-162.

七

Gide が一九一〇年労働者株を論じて以來佛國の學者は何れも彼に倣ひ、之を三分するの風がある。(一) 則ち Gide は労働者が如何にして株主となるや、其の原因に従つて之を次の如く分つてゐる。

(一) 労働者が各自の貯蓄を以て其の會社の株式を購入する方法である。會社は此の爲めに其株を安く、又は小額の株を發行して其の購入に便ならしめる。此の方法は簡単な丈、それ丈實行の困難なるものである。況んや此の方法によつて

企業管理に對して發言權を得るをや。

(二)資本参加前に先づ利潤分配が行はれる、此の利潤の全部又は一部を積立てて株式の購入に宛てるものである。此の方法は前述の Godin の如き其の顯著のもので、此の外佛國で有名なものには La maison Lacoche-Joubert がある。一八四三年創立せられ、一八五二年以來株式の消却によつて労働者の資本参加を許し、一九一〇年には資本の半額は労働者の手に歸屬した。けれども其労働者中には既に其會社を去りたるもの多しと云ふ。(此外 Bon Marché, Mines de Carvin で、英國又此種のものが多い)此の方法は労働者が所得の少なきに苦しむ時尙株式の購入を強要せられるの弊がある。

(三)第三は則ち以下説かんとする方法で、労働者に株式を無償にて與ふるものである。(二)

然らば何故に労働者に無償にて株式を與ふるやと云ふに其の理由は次の如く解することが出来る。則ち労働者が賃銀を受け、更に株式を受くるは二重の利得を受くるものではない。本來事業をするには資本と労働は絶対必要である。故

に其産物は此の二要素の共同生産物である。故に兩者が共に分配に與かる可きものである。資本が其將來の供給を刺戟し得る程度に受くるものは利子であり、労働が將來の供給を得る爲めに受くるものは賃銀である。利子は貨幣資本 (Money Capital) の賃銀で賃銀は人的資本 (Human Capital) の利子である。之を換言すれば事業には貨幣資本と人的資本の兩者を必要とする。機械、原料等は貨幣資本之を供給し、労働は人的資本之を供給す、而して資本参加は則ち貨幣資本と相並んで人的資本又は労働資本を確立するにありと云ふのである。利子を資本の賃銀となす點に於て此の無償による株式参加は又 Godin の思想系統を繼ぐものと云ふことが出来るのである。(三)而して此の點は則ち一九一七年の佛國の法律の思想の Utopie の存する所である。以下余は同法律の由來、大要並びに其の結果を叙述せん。

(1) Gide, Op. cit., p. 1 et suiv.

J. Drouet de Montgémont, De la participation des ouvriers a la gestion des Entreprises. p. 45 et suiv.

Moret, Société Anonymes a participation ouvrière et Actions de Travail, p. 13 et suiv.

(二) 無償にて労働者に株式を與ふる方法は有名なる英國 Port Sunlight に於ける石鹼

工場 Lever Bros. & Co. の行ふ所である。

(iii) Gide, Op. Cit. p. 8.

Walls の前掲著は全く此の思想を述べたものである。

九

佛國に於ける労働者株の運動が盛んになつたのは二十世紀の始めである。而して一九一七年四月二十六日の労働者参加株式會社 (La loi du 26 avril 1917 sur les sociétés anonymes à participation ouvrière) の思想は一九〇九年三月 Aristide Briand の發表した意見の具體化されたものに外ならない。則ち彼は労働者が組織によつて得たる活力を破壊的方面に用ひずして、之を産業の指揮管理の爲めに活用す可きを説き、又労働者と資本家が相互信頼し合ひ、且つ事業の競争烈しき今日に於て労働者が其の能率を高むるの必要を叙述した後に、尙政府が此等の點に省みて労働者及び資本家が任意に労働者の企業管理及び利潤参加を實行し得る勞資協同の會社を組織し得る基礎手段を講ずるの必要あることを述べたのである。

同年労働配當株 (Actions de Jouvissance du Travail) を基礎とする労働者参加會社設

立の法律案が Godard 氏によつて提出せられた。是によれば株式及び株式合資會社の毎年純益中より少なくとも其十二分の一以上を控除し、此の控除金の二分の一を積立金とし、他の一半を株式消却に宛つ可きものである。各一株を消却する毎に二つの配當株 (Actions de Jouvissance) を作り、其内の一株を消却舊株の最後の所有者に資本配當株 (Action de Jouvissance du Capital) として與へ、他の一株を労働配當株 (Action de Jouvissance du Travail) として La Caisse Nationale de Credit au Travail に交付するものである。而して此の全國労働信用管理局に交付せられたる株の配當金は社會事業に利用せらる可きものであると。

此の全國労働信用管理局の制度は労働委員會に於て甚しき批難的となつた。蓋し特定の企業利益を全國労働者のために利用するは公正でないと云ふのである。又此の規定を強制的のものとし凡ての株式及び株式合資會社に適用することは外國との競争力を薄弱ならしむる理由で之に賛成するものが少なかつたのである。けれども此の Godard 氏の提案によつて、少なくとも株式及び株式合資會社に於ては労働と資本の協同を法律の上に確立せんとする試みが初めて公けに

せられたのである。(二)

労働者の資本参加を強制的とすることには反対しても、株式會社法を改正して、資本株と相並んで労働株を認め、以て労働者の企業参加の道を開く必要あることは多くの學者特に Garnier 及 Antonelli 兩氏の極力主張した所である。而して彼等は Godard 氏によつて提案せられた全國労働信用管理局に代ふるに、労働株を當該企業に現在従事しをる労働者全體の財産とせんことを主張した。労働株に就いて最も人の注意を惹く著作をなしたのは巴里大學教授 Etienne Antonelli 氏である。彼は其著 *Les Actions de Travail* (préface de M. Briand) に於て深き信念と才能を以て労働者の企業参加の社會的經濟的法的理由を述べてゐる。今左に其の大意を略述する。

Antonelli 氏は労働株の制度を採用することによつて労働者に對すると同じく、又産業及び社會に對して次の如き利益を生ずることを説いてゐる

(一)第一株主總會及び重役會に労働者代表者を出席せしむることによつて労働者階級中にて才幹あるものに對し現在の狀態の下に於ては益々困難となりつつ

ある社會階級 (hierarchy sociale) 内に於ける登昇の期待を可能ならしむ。

(二)労働者を企業の經營指揮に參與せしむることによつて労働者の生活と工場とを結合し、工場は多少とも労働者のものたるに到る。同一事業に於て各異なる人々が協力する場合に生ずる人間自然の情たる熱誠、依頼及び親睦の情は現在の産業制度の下では抑壓せられてゐるが、労働者に企業参加を許す時は此の自然の感情が新たに湧起すること。

(三)労働階級を全體として考察する時は此の制度は労働者に對する無上の經濟教育の機關となる。日常の困難と接觸するによつて労働者の代表者は其困難を知悉し、労働者は企業經營の實狀を意識し、又他方に於て資本家重役は労働者に對して見識あり、且つ經驗ある指導者及び教師となるものである。而して從來労働者に此の企業家才能の缺如せしことは則ち凡ての生産者組合に對する暗礁となつてゐたものである。

(四)最後に労働株によつて代表せられる重要な財産の自由管理を與へられることによつて、此の制度は労働者階級の間今日缺如せる經濟的利害を生ぜしむ

るに至る。而して此の經濟的利害は労働者をして今日實際行はれてをる無益なる煽動より或る程度に於いて、又今後益遠ざからしむるに到る。蓋し財産と之れに伴ふ利害は秩序及び平靜に對する最も重要な社會要素であるからであると。

(三)

Antonelli 氏等の精神に基いて作られ又 Briand の一九〇九年に於ける演説に於て言及した計畫を基礎とする法律案が労働大臣 Viviani 氏によつて議會に提出せられたが、間もなく内閣の崩壊となつて成立しなかつた。けれども Briand の此の演説及び Viviani の案は則ち現行法の基礎となつたものである。(四)

千九百十七年四月二十六日の法律は前労働大臣 Henry Chéron 氏の提案に基くもので、時の報告書に於ける左の一節は立案者の目的を最も明確に示すものである(五)

Il est aisé de voir quelle est la portée sociale de cette proposition de loi. Elle permet d'associer intimement le capital et le travail. Elle donne à l'ouvrier la possibilité de s'élever dans la hiérarchie sociale. Elle lui assure un droit de contrôle dans la direction et dans la gestion des entreprises qui se sont ainsi constituées. Elle substitue, aux défiances injustifiées, aux conflits toujours si fâcheux, la confiance et la solidarité qui procèdent d'une oeuvre accomplie en commun.

(一) François Ragnot, La Part du Travail dans la Gestion des Entreprises, p. 51.

(二) de Montgermont, Op. Cit., p. 49.

(三) Les Actions de Travail, p. 62.

(四) de Montgermont, Op. Cit., 54.

(五) Ragnot, Op. Cit., p. 54.

一〇

一九一七年の労働者参加株式會社の法律の主要なる要點左の如し。

(一)労働者参加株式會社の株式は資本株 (Action de Capital) と労働株 (action de travail) の二よりなり、而して此の労働株は無償にて労働者に交付せられるものである。此の點に於て同法は利潤分配によつて積立てた金を以て舊株式と交換するものでない點に於て其特質を有するものである。則ち此の會社に於ける労働者は會社成立と共に株式取得の權利を獲得するものである。Antonelli 氏曰く「労働株は労働者が一つの企業に協力する單一の事實に基いて當該企業の利益を收

め得る権利を直接に代表するもので、資本家的性質を有する貯蓄の結果でない」と。更に又法律案の報告者たる Dejonghe 氏は労働者に無償にて労働株を與る理由を説明して曰く、「此の事は一つの企業内に於て労働は資本と同じく必要なる一要素であること、従つて労働亦資本と同じく一つの出資 (Un apport) であり故に又資本と同じく此の出資に對する報酬として一定数の株式を受くるの権利を有することを認めるものである。而して斯の如く労働を出資して株式を受くることは會社が定款を以て會社に技術又は商業關係の智識得意發明等を出資したる發起人に對して株式を與ふる場合と異なることなし」と。此の立場よりすれば無償なる語は誤解を招くもので文字通りに解す可きものでないと云ふのである。

會社資本の一部を占むる労働株は資本株に對して如何なる割合を占むるか、原案は前者は後者の四分の一を下るを得ずと云ふけれども、この規定は修正せられて之は定款で定むることになつてゐる。労働株は原則として資本株と同一の權利を有する。資本株に對して定額の利子を支拂ひたる後の配當の分配に参加するものである。會社積立金の分配に對しても亦同一の權利を有する。只會社の

解散の場合に於ては資本株の額面高を消却した殘餘財産に對して同等の分配に與かる權利を有する。

(二)此の労働株の他の特徴は之が團體的性質を有することである。此點に於て同法は團體所有權 (La propriété Collective) と云ふ新らしき組織を試みたものである。労働者参加會社の労働株は其會社の従業員團體に強制的に交付せられ、如何なる場合に於ても各労働者に個別的に與ふるを許さないものである。此の團體所有權の主體となるために企業従業員の間に新たに使用人共同組合 (Société Commerciale Cooperative de main-d'oeuvre) が組織せられる。此の組合は當該企業に於ける年齢二十一才以上の男女従業員の全部を以て組織せられ他人の加入を全然許さない。而して従業員としては下は團體労働者より上は高給使用人全部を占む。而して労働株はこの組合の名義となり同會社存續期間中に他に譲り渡すことを許さざるものである。

斯の如く團體株主制を採つて個人株主制を採用しなかつたのは次の理由に基づくものである。

個人株の制度は第一労働者各自の間に争の原因を作ることになる。蓋し各労働者及び従業員はそれぞれ異なる才能性質及び職能を有し従つてそれぞれ其労働の價値を異にするからして彼等に平等の價値を有する株式及び利益配當を與ふることは出来ないのである。然らばかかる事情の下に何人が之を分配するかと云ふとそれは恐らく重役會であらう。然るに此の内には資本家を代表するものあるを以て、かかる方法による分配は必ず従業員の間に嫉視猜疑争を惹起する。或は又重役會は凡ての労働者に對して萬遍なく株を與ふることの出来ない場合を生ずるかも知れない。果して然らば株主たる労働者は單純なる労働者の凡ての要求に對して反對の態度に出づるであらう。蓋し後者の要求は株式の配當金を減少せしむる結果を生ずるからである。事ここへ到れば現在に於ける資本家と労働者の争は労働者株主を加へたる資本家と株主に非らざる労働者の争に到るものである。

團體株の制度の下では之等の危険は存在しないものである。蓋し此の場合には労働者及び使用人の全體が全部の株式を受取りてその所有者となり而して各自の間に於ける決議に従つて其の株式に對する配當全部を各自の間に分配するからである。解決せんとする問題は利潤分配に關する全資本家對全労働者即ち社會的であるからして之が對應策も亦團體的であつて個人的たるを許さないのである。

團體株制度を採る第二の理由は企業に於ける従業員の出入が常なきことである。かゝる變動して已まざる従業員に個人株を與ふることは殆んど不可能であつて特に管理参加及び利潤分配を行ふ際に然るを見るものである。

(三)法律は又使用人共同組合員が其組合を代表して會社の株主總會に出席することを規定す。此の代表者は組合員の中より選ばれ、其數は定款の定むる所による。此の代表者が株主總會に於て有する投票權は労働株の資本株に對する割合と同一割合に於いて總會に出席したる資本株に對して定むるものである。かくして決定したる投票權は之を代表者間に平等に分配し、端數は年長者が取得する。法律は更に使用人共同組合に重役會に其代表者を送り得ることを規定する。則ち同法第七十八條によれば労働者参加株式會社の重役會は一名以上の使用人

共同組合の代表者を包むもので、而して此の代表者は株主總會に出席する共同組合の代表者中より株主總會が選出するものである。此の数は同じく労働株と資本株の割合によつて定められるものである。重役會が三名よりなる時は少なくとも其一名は共同組合の代表者たるを要する。而して此の労働代表重役の職務権限は全く他の重役と同一であつて、此によつて従業員は管理参加の實權を得たこととなるのである。

最後に附記するを要するは同法の原案は之を一般株式會社 (*toutes les sociétés par actions*) 則株式合資會社にも適用し得るものであつたが、現行法は只株式會社 (*Sociétés Anonymes*) にものみ適用せられるものである。けれど株式會社が此の労働者参加を有すや否やは全くの會社の任意に定むる所で、法律は之を強制するものでない。

一一

一九一七年の佛國の労働者参加株式會社は株式會社の資本金の内に労働を包括せしむることによつて労働者に全く資本株主と全く同等の權限を附與したのである。然らば其實際界に及ぼした效果は如何と云ふと、殆んど絶無と云つてよいのである。則ち之の法律に従つて設立せられた會社は殆んどない云つてよいのである。一九二二年現在一九〇九年以來政府當局によつて計畫せられ、漸やく一九一七年に成立して世人の之に對する期待大なりしにも拘はらず、其影響は全く泰山鳴動鼠一匹 (*La Montagne accouche d'une souris*) の觀があるのであつて、上院に於ける其報告書が同法を以て社會的經驗と云つたのは今日では全く實驗室の經驗に過ぎない觀を呈してゐるのである。換言すれば同法も亦一つの *Utopie* として終らんとしてゐるのである。

思ふに經濟社會及び其思想の變遷につれて労働者保護其他の社會的立法が多く出たにも拘はらず此等の社會思想は會社法の上には今日迄殆んど何等の影響を及ぼさなかつた。特に資本主義の代表的經營形式たる株式會社に到つては何等の變更が加へられてゐないのである。然るに佛國立法當事者は勇敢にも正に此の純乎たる資本財團たる株式會社の資本金に労働を資本として加へ、かくの如くして從來經濟學者が明かに區別して混同するを許さなかつた資本と労働を混合して、之を同一と化したのである。則ち彼等は法律の力を以て株式會社則資本

と云ふ水に労働なる油を混合せんとしたのである。此の點は則ち同法の D'Utopie となるに到りし重大原因ではないか。

株式會社は一つの資本財團である。而して此の資本は財産目録の上に、且つ永續的評價の可能なるもののみよりなるものである。更に換言すれば交換價値を有するものでなければならぬ。之れあるによつて株式會社は人格者を離れて獨立せる經濟的信用を有し、獨立して交易の相手方たり得るのである。同法を維持せんとするものは發起人の勞力が資本の一部たることを指摘して一般の労働が出資の目的物たり得ることを其論據とするけれども、發起人の勞力は發明、特許權の場合には勿論、單に事業發見の場合に於ても、其の勞力才能は事業成立の場合には組織價値として人格者を離れて經營の内に化體せられ、企業其物が之を構成する個々の費用價値の總計よりも大なる價値を有して賣買の目的物となり得るのである。若し此の價値以上に評價する場合あらんかそは所謂 Overcapitalisation となるのである。此の故に會社設立に際し發起人の秘密技能に對して株式を與へる場合でも、一二年の經驗にて此の評價に相當する利益を擧げ得ざる場合には其

の株式を會社返還す可き契約をなすことすらあるのである(一)。然るに労働者の労働はこれとは別個の關係を生ずるのである。而してかの巴里大學教授 Perceyron が同法に對する批評も亦實に此の點に存するのである。則ち氏は二つの點より之を批難してゐる。(二)

(一)株式會社に於て社會的資本(Capital social)と社會的要素(fonds social)は全く別個のものである。吾人が之を慾すると否かを問はず資本出資と勞力出資の間に本質的にして且つ明確なる差異がある。則ち資本は直ちに賣却して金となすことの出来る價値で、解散の場合には債權者は之を賣却して以て其債權の辨濟を受くることが出来るものである。けれども勞力出資は賣却し得ざるものである。會社の解散又は破綻の場合には従業員は全然自由解放の身となるを以て、假令將來の労働を積極的財産として其の價値を貸借對照表の借方に擧ぐるも、之を以て何等債權者の債權を擔保し得るものではない。此故に第三者に對する保證又は會社の信用の點より見れば労働と資本を同一體(Assimilation)となし、而して労働株に株式資本の一部に相當する名義上の價値を附するは不可能に屬する社會的要

素 (funds social) を以て企業の經營及び繁盛を確保する要素を總稱する爲なりとすれば勞力出資は勿論其一部である。而もそれは社會資本の一部となり又第三者の保證となり又はなり得るものでない。勞働株と資本株を全然又は凡ての點に於て敢へて同一視するは此の根本的事實を無視するものである。

(二) 第二の點は株式は其本質上讓渡し得可きものであることである。然るに前に述べたるが如く勞働株は此の會社存續期間中は讓渡し得ざるものである。然れどもこの不讓渡性は將來の労働者をして企業利潤に對する其の参加を確保せしむる必要に出でしこと勿論であるけれども而もこの事たるや一層深刻なる理由よりしてその本質上讓渡を許さざるものである。蓋し一部拂込の資本株の讓渡を許すはたとひ之を讓渡するも會社は差押へ強制賣却の方法によつて應募者又は其の讓受人より未拂込金額を回収し得るの途があるからである。然れども三十ヶ年の存續期間を有する會社がその設立後四年にしてその發行にかゝる勞働株をその所有者が賣却したる場合にはこの會社は如何にして尙殘存せる三十分の二十六の労働を請求し得るや。若し労働者にして其の株式賣却後工場を去

る場合にはこの労働者に對する會社の労働上の債権は之を回収することは不可能である。此の故に拂込未済労働株は其の性質上繼續出資なるが故に其會社の存續期間満了前は常に拂込未済である(の労働株の讓渡を許すは之を回収するの手段なくして會社の將來の債権の割引を許すものである。之を以て見れば世人が之を欲すると否かを問はず労働株と資本株との間には事物の本質に基因する不可避の差別が存在するものである)。

一九一七年の修國の法律が不成功に終つた理由は此外に企業家が労働者の企業参加を疑懼の念を以て迎へたるも、労働者又此を以て企業家の恩恵と看做したるのみならず、彼等自ら其同組合の事務を厄介視した結果であることも之を無視することは出来ないのである。(三)

同法效果斯の如くなるを以て、或は之を強制的となすべしと論じ、又は之を凡ての株式會社に適用す可し等種々の改正案又は議論が生じたのである。けれども同法の根本的缺陷が本質的に異なる二物を法律の力を以て同一視せんとする空想である以上は此の點に考慮を拂はなければ如何なる改正も何等の効果を擧げ

得ないであらう。若し強制的に凡ての株式會社に適用せんか世人は他の經營形式を採用して法の適用を避くるであらう。法の力を以て現實を左右し得るものではない。否現實に屈して他の方向を採るはやがて理想に到達するの所以たるは Godin の事業の歴史が吾人に之を教ふる所ではないか。

要之一九一七年の同法は會社外部に於ては労働と資本の對立を認めながら會社内部に於ては凡てを資本となしたのである。而してこは株式會社と云ふ資本主義の代表的經營形式に最近の經濟及び社會思想を法の力を以て加へて之を改造せんとしたのである。Au Capital, l'intérêt; au travail, le salaire; à tous deux le profit et le contrôle de l'entreprise. 而して此の分配方法其物は單に公平であるばかりでなく又經濟學並びに社會及び政治の發展と一致するものである(四) 只問題は全然異なる二物を強いて同一となす此の式の資本参加の方法によらずして、より實際的な他の方法はないか云ふ問題が起つて來る。則ち吾人は労働者の企業管理参加の問題に到達するのである。

(1) Passow, Aktiengesellschaft. Auf. II. pp. 248-249.

(11) Perceon, Préface au livre de M. Mauret: Op. Cit., p. 3 et suiv.

(12) de Mongemont, Op. Cit., p. 68 et suiv.

(13) Mauret, Op. cit., p. 125.